

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【公開番号】特開2002-221265(P2002-221265A)

【公開日】平成14年8月9日(2002.8.9)

【出願番号】特願2001-17229(P2001-17229)

【国際特許分類】

F 16 H 15/38 (2006.01)

F 16 H 57/04 (2006.01)

【F I】

F 16 H 15/38

F 16 H 57/04 J

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月1日(2005.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

【発明が解決しようとする課題】

ところで、トラニオン2の側面に潤滑油を供給するための第2の油路15の位置は、パワーローラユニットの構造や仕様等により所定の位置に決定されるが、図10および図11に示すトラニオン2において、第2の油路15をピボット穴10から一定以上離れる位置に形成する場合にはそれに応じてピボット穴10と同心の油溝13の外径を大きくしなければならない。しかしながら、油溝13の外径を大きくすると、トラニオン2の強度上の点や加工上の点で不利となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、図12および図13に示すトラニオン2においては、第2の油路15をピボット穴10から一定以上離れる位置に形成する場合、その第2の油路15をピボット穴10の直径方向に延びる第3の油路16を介して油溝13に連通させることができるから、油溝13の外径を特に大きくするような必要がない。しかしながらこの場合、トラニオン2に第3の油路16を加工し、またその第3の油路16に止めプラグ17を装着しなければならないから、構造が複雑となり、加工が面倒となる。